

2024年8月9日 全11頁

## IT関連政策から読み解く日本のDX

## 期限迫る「2025年の崖」をどう乗り越えるか

## 地方公共団体情報システムの統一・標準化から見るDXの進め方

経済調査部 研究員 田邊 美穂

## [要約]

- 「2025年の崖」とは、経済産業省が2018年に公表したレポートにて提示された概念である。これは、複雑化・老朽化・ブラックボックス化した既存システムが残存した場合、2025年以降に大規模な経済損失が発生する可能性を示している。こうした既存システムは、新しいビジネスモデルを創出するDX推進の妨げにもなることから、2025年までのシステム刷新が求められている。
- 地方公共団体情報システムでは、各地方公共団体が開発・カスタマイズを行っているため、維持管理や制度改正時の改修等における個別対応が負担となっている。そこで、政府は20業務を標準化の対象として定め、2025年度末を期限に地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推進している。
- これに向けて、現在は制度所管省庁が地方公共団体や関係する団体、事業者とともに、業務フローやデータ要件の標準仕様を作成している。しかし、こうした標準化自体が時間のかかる作業であり、標準仕様書の改訂が続いている。既に期限内の移行が困難な見込みのシステムも報告されており、移行において整理すべき課題は多い。
- さらに、標準仕様を満たすシステム構成や、移行方法等も重要である。先行事業による検証において、地方公共団体が単独かつ現行システムのアプリケーションを活かす形でガバメントクラウドへ移行では、ランニングコストが増加する例も報告されている。現在もシステム移行に関する様々な観点からの検証が続けられており、実際のシステム移行時にこれらの検証結果をどこまで活かすことが出来るのかが注目される。
- 地方公共団体情報システムの取り組みから示唆されるのは、「2025年の崖」を乗り越えDXを推進するためには、組織全体で業務を見直し、デジタル技術を活用しやすい形でのシステム刷新が必要であるということだ。「2025年の崖」は日本全体の問題である。地方公共団体のこうした取り組みが、企業におけるシステム刷新において良いモデルとなることを期待したい。

## はじめに

「2025年の崖」とは、経済産業省が2018年に公表したレポート<sup>1</sup>にて提示された概念である。これは、複雑化・老朽化・ブラックボックス化した既存システムが残存した場合、2025年以降に大規模な経済損失が発生する可能性を示している。こうした既存システムは、新しいビジネスモデルを創出するDX推進の妨げにもなることから、2025年までのシステム刷新が求められている。

こうした状況は、政府のシステムにおいても同じだ。現在、政府はクラウドサービスの利用を第一候補として検討する「クラウド・バイ・デフォルト」のもと、システムのクラウド移行を行うため、デジタル庁を中心に政府共通のクラウドサービスの利用環境としてガバメントクラウドの整備を進めている。このガバメントクラウドは、政府だけではなく地方公共団体も利用することが可能である。今、2025年度末を目標に進められている「地方公共団体情報システムの統一・標準化<sup>2</sup>」において、地方公共団体情報システムのガバメントクラウド利用は努力義務とされている。

本レポートでは、この「地方公共団体情報システムの統一・標準化」の現状の取り組み及び課題を分析し、そこから示唆されるDX実現に向けたシステム刷新に必要なポイントを明示する。

## 地方公共団体情報システムの統一・標準化とは

### (1) システムの統一・標準化が必要となった背景

地方公共団体情報システムは、住民記録をはじめとした多くの行政サービスを提供している。総務省では、「2025年の崖」が提示される以前の2010年頃<sup>3</sup>から、これらのシステムに対して自治体クラウドを中心としたクラウド導入を推進してきた。その結果、2021年9月にデジタル庁が発足し、総務省と共同で地方公共団体情報システムの統一・標準化の取り組みが開始されるまでに、地方公共団体の約8割にあたる市区町村にてクラウドが導入されている<sup>4</sup>（図表1）。

自治体クラウドとは、地方自治体単独でクラウドを利用する単独クラウド形式とは異なり、複数の地方公共団体がグループを作り、共同でクラウドを利用する取り組みである。それにより、クラウド利用料を抑えつつ、データ管理やアプリケーションの共同利用等を行うことができる。このクラウド利用を推進する取り組みにより、システムにかかる経費の削減や行政サービスの向上が図られており、一見すると、地方公共団体情報システムにおける「2025年の崖」問題は回避できたように見える。

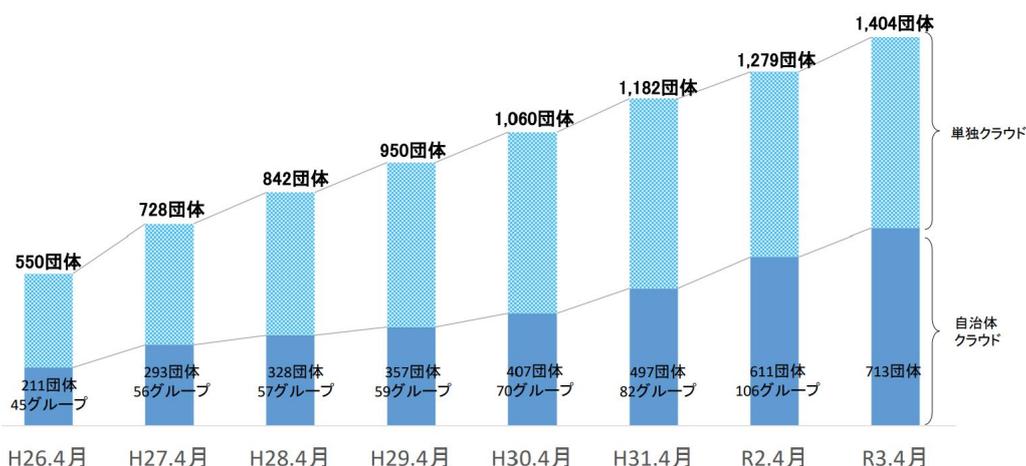
<sup>1</sup> 経済産業省 デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会「DXレポート～ITシステム『2025年の崖』の克服とDXの本格的な展開～」(平成30年9月7日) p. 26

<sup>2</sup> 統一・標準化とは、対象の20業務について全地方公共団体で統一して利用する標準仕様を定めることを指す

<sup>3</sup> 地方公共団体情報システムにおけるクラウド利用に関する取り組みは、総務省「[地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン](#)」(平成22年4月)や[自治体クラウド開発実証事業](#)(平成21年～平成22年)等、2010年頃から開始されている。

<sup>4</sup> 2021年4月時点のクラウド導入団体数1,404、市区町村数1,741(市町村1,718、特別区23)より算出

図表 1 地方公共団体のクラウド導入状況

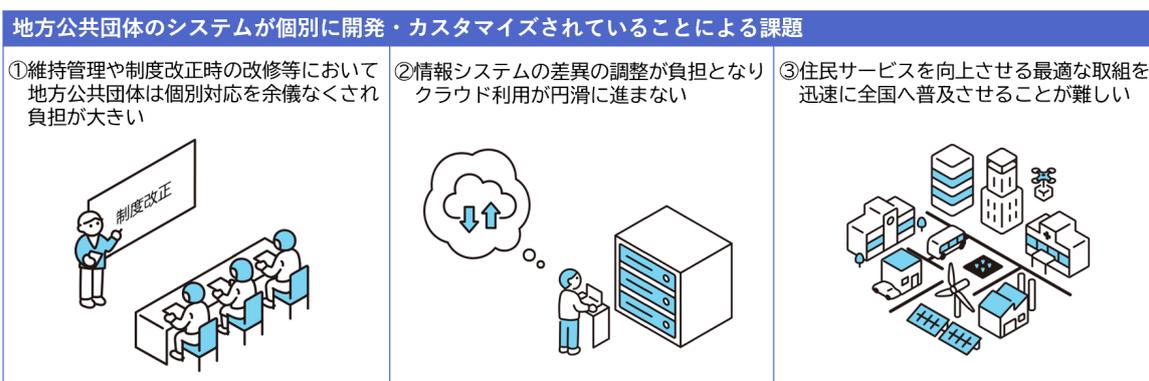


(注) 自治体クラウドにおける「団体」は自治体クラウドを利用する地方公共団体の団体総数を、「グループ」は自治体クラウドを利用する地方公共団体のグループ数を指す。

(出所) 総務省 自治体クラウドポータルサイト「クラウド導入状況 (令和3年4月現在)」 p. 1

しかし、自治体クラウドはあくまで小規模なグループ内でシステムを共同利用しているだけであり、システムの仕様自体は各地方公共団体に委ねられている<sup>5</sup>。その結果、地方公共団体ごとにシステムが開発・カスタマイズされており、全地方公共団体で共通した仕様は整備されていなかった。この状態について、地方公共団体情報システム標準化基本方針<sup>6</sup> (以下、基本方針) では3つの課題があるとしている (図表2)。1つ目は、維持管理や制度改正時の改修等において地方公共団体は個別対応を余儀なくされ負担が大きいこと。2つ目は、情報システムの差異の調整が負担となりクラウド利用が円滑に進まないこと。3つ目は、住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいことである。

図表 2 地方公共団体情報システムにおける3つの課題



(出所) デジタル庁「地方公共団体情報システム標準化基本方針」(令和5年9月) p. 1

(イラストはソコスト (<https://soco-st.com/>)) より大和総研作成

<sup>5</sup> クラウド未導入またはクラウド単独利用の地方公共団体はもちろんだが、自治体クラウドの場合もシステム共同利用の範囲は各グループによって異なるため、共同利用範囲はグループごと、共同利用範囲外は各地方公共団体にシステム仕様は委ねられる。

<sup>6</sup> デジタル庁「[地方公共団体情報システム標準化基本方針](#)」(令和5年9月)

このような課題に対応するため、地方公共団体に対し標準化基準に適合する基幹業務システム（以下、「標準準拠システム」）の利用を義務付け、標準準拠システムについてガバメントクラウドを利用することを努力義務とする地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下、標準化法）が令和3年（2021年）5月に成立。この標準化法に基づき、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化が推進されることになった。

## （2）標準化対象業務と目指す姿

全地方公共団体にて統一・標準化を行う業務については、「情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務」（標準化法第二条第一項）であるという観点から選定し、現在は20業務が対象となっている（図表3）。

図表3 地方公共団体情報システムの標準化対象業務

住民基本台帳	固定資産税	健康管理	国民健康保険
印鑑登録	個人住民税	児童扶養手当	後期高齢者医療
戸籍	法人住民税	生活保護	国民年金
戸籍附票	軽自動車税	障害者福祉	児童手当
選挙人名簿管理	就学	介護保険	子ども子育て支援

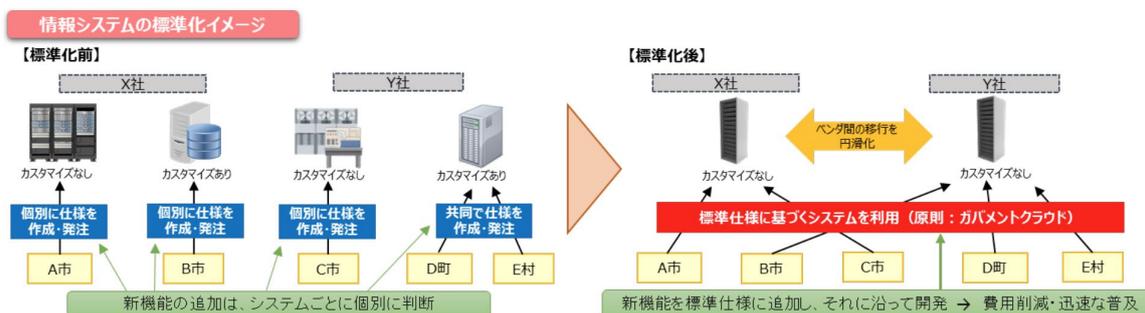
（出所）総務省「[地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の概要](#)」（令和4年1月4日公布）p.2より大和総研作成

これらの業務を統一・標準化することで、地方公共団体ごとに個別にシステムを開発する必要がなくなり、ガバメントクラウド上に各事業者が構築した複数の標準準拠アプリケーションの中から、業務ごとに最適なアプリケーションを選択し利用することとなる（図表4）。これによる利点は多い。1つ目は、ガバメントクラウドを利用することにより、従来のようなシステムを所有する方式から利用する方式に変わるため、今まで開発や維持管理にかかっていた負担が軽減される。2つ目は、業務を統一・標準化した上でアプリケーションを開発するため、アプリケーションの移行も容易となり、ベンダーロックイン<sup>7</sup>の回避に繋がる。3つ目は、スタートアップの参入機会の創出等、事業者同士の競争環境を確保することができる。4つ目は、トータルデザイン<sup>8</sup>が実現されることで、行政サービスの利用者の利便性の向上が期待できる。

<sup>7</sup> システムの開発保守を特定のベンダーに依存せざる負えない状況となり、他のベンダーへの移行が困難であることを指す。

<sup>8</sup> トータルデザインとは、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けた、国・地方公共団体・民間を通じたアーキテクチャの設計の在り方を指す。利用者目線の徹底、手続を行う国民・行政事務を担う職員双方の負担軽減等を重視し、デジタル庁が中心となり関係府省庁と連携して必要な制度・システムの両面から実装を進めている。

図表 4 標準化対象業務の統一・標準化後のシステム導入イメージ



（出所）総務省デジタル基盤推進室「御説明資料（自治体情報システムの標準化・共通化）」（令和 5 年 11 月）p. 1

## 地方公共団体情報システムの統一・標準化における課題

### （1）対象業務をどのように統一・標準化していくのか（対象の明確化）

システム仕様を統一・標準化する際に最も重要になるのは、業務フローとデータ要件の整理・分析である。同じ目的の業務でも、地方公共団体ごとの特有の文化や使用しているシステムの違い等のさまざまな理由によって、業務フローは異なってくる。業務フローが異なれば、システムで必要となる機能やデータ要件も変わる。また、データ仕様においては他システムとのデータ連携やデータ利活用といった観点でも検討が必要となる。つまり、システム仕様を統一・標準化するためには、業務の本来の目的を踏まえたうえで、実際に業務を行っている担当者（利用者）やシステムの有識者（開発者）等が意見を出し合い、具体的な標準化の対象範囲や、最適な業務フローおよびデータ要件を検討することが必要となる。

標準化の対象となる 20 業務について、制度所管省庁は地方公共団体や関係する団体、事業者とともに標準仕様を作成するため、検討会を開催している（図表 5）。各業務の標準仕様書も既に作成されているが、業務の標準化自体が本来時間のかかる作業のため、2024 年度に入ってから改訂も多い。基本方針では、2023 年 4 月以降の標準仕様書の改定は、2025 年度までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、2026 年度以降のシステム改修時に対応することを認めている。しかし、標準仕様書自体が業務を行う上で標準的に必要となる機能を定めるものであるため、当初から機能がない状態で本当に問題がないのか、システム対応まではどのように処理するのか等、課題が出てくることが予想される。

図表 5 標準化対象業務における検討会と標準仕様書の作成状況（2024年6月時点）

対象業務	検討会	所管省庁	標準仕様書	最新版（改訂日）
住民基本台帳	自治体システム等標準化検討会 （住民記録システム等標準化検討会）	総務省	住民記録システム標準仕様書	第5.0版（2024年3月28日）
印鑑登録			印鑑登録システム標準仕様書	第3.2版（2024年3月28日）
戸籍附票			戸籍附票システム標準仕様書	第3.0版（2024年3月28日）
選挙人名簿管理	自治体システム等標準化検討会 （選挙人名簿管理システム等標準化検討会）	総務省	選挙人名簿管理システム標準仕様書	第1.3版（2024年2月29日）
固定資産税	自治体システム等標準化検討会 （税務システム等標準化検討会）	総務省	税務システム標準仕様書	第3.0版（2023年8月31日） ※改訂予定あり
個人住民税				
法人住民税				
軽自動車税				
就学	就学事務システム（学齢簿編製等）の標準化を 推進するための調査研究	文部科学省	就学事務システム（学齢簿編製等） 標準仕様書	第3.0版（2024年3月）
	就学援助事務システム標準化検討会	文部科学省	就学事務システム（就学援助）標準仕様書	第3.0版（2024年3月）
健康管理	健康管理システム等標準化検討会等	厚生労働省	健康管理システム標準仕様書	第2.0版（2024年3月）
児童扶養手当	児童扶養手当システム標準化検討会等	こども家庭庁	児童扶養手当システム標準仕様書	第2.0版（2024年3月）
生活保護	生活保護システム等標準化検討会等	厚生労働省	生活保護システム標準仕様書	第2.0版（2024年3月）
障害者福祉	障害者福祉システム等標準化検討会等	厚生労働省	障害者福祉システム標準仕様書	第3.0版（2024年3月）
介護保険	介護保険システム等標準化検討会等	厚生労働省	介護保険システム標準仕様書	第3.0版（2024年3月）
国民健康保険	国民健康保険システム等標準化検討会等	厚生労働省	国民健康保険システム標準仕様書	第1.2版（2024年1月31日）
後期高齢者医療	後期高齢支援システム標準化検討会等	厚生労働省	後期高齢支援システム標準仕様書	第1.2版（2024年3月）
国民年金	国民年金システム標準化研究会等	厚生労働省	国民年金システム標準仕様書	第1.2版（2024年3月）
児童手当	子ども・子育て支援システム標準化検討会	子ども家庭庁	児童手当システム標準仕様書	第1.1版（2023年3月31日）
			子ども・子育て支援システム標準仕様書	第1.1版（2023年3月31日）
戸籍	火葬等許可事務システム標準化研究会等 人口動態調査事務システム標準化検討会等	法務省	戸籍情報システム標準仕様書	第3.0版（2024年3月31日）
		厚生労働省	火葬等許可事務システム標準仕様書	第1.0版（2023年8月31日）
		厚生労働省	人口動態調査事務システム標準仕様書	第1.0版（2023年8月31日）

（出所）デジタル庁ウェブサイト「[地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化](#)」より大和総研作成

## （2） 期限内にどのようにシステム移行を達成させるのか（スケジュール調整）

デジタル庁が2023年10月に全地方公共団体に対して移行困難システムの把握に関する調査を実施したところ、全1,788団体・34,592システムのうち、171団体（10%）・702システム（2%）が、期限内での移行が困難なシステムに該当する見込みであることが分かった<sup>9</sup>。原因としては、現行システムがその地方公共団体専用に個別開発されていること、現行システムのベンダー撤退に伴い移行を請け負う事業者が見つけれられないこと等が挙げられている。

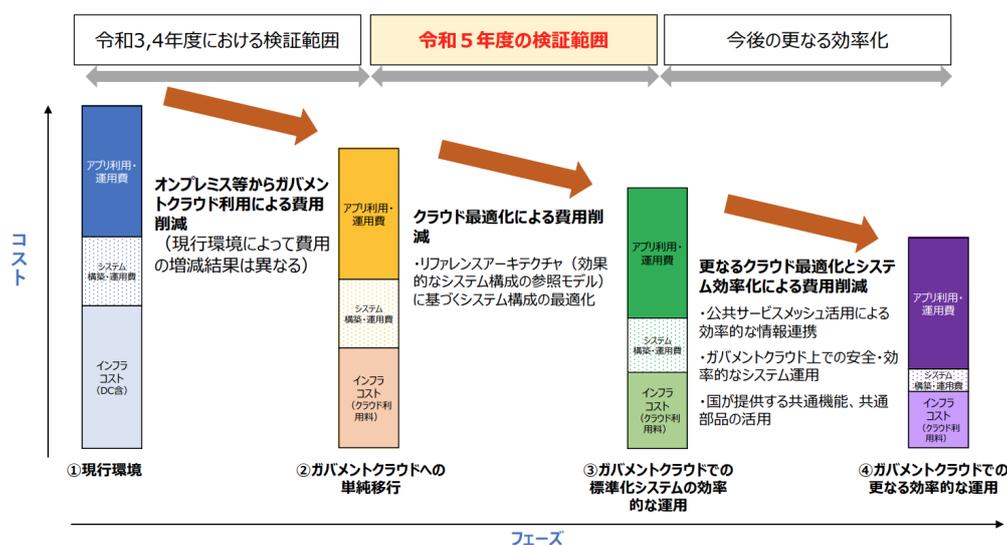
個別開発システムに対しては、システムの全容把握からそのシステム専用の移行方法の準備、ベンダー撤退に対しては、移行を請け負う代替事業者の選定が必要となる。基本方針では、移行困難システムにおいても2025年度末までにデータ要件の標準に関する標準化基準には適合させることとしている。システムの移行が間に合わなくても、決められたレイアウト、かつ任意のタイミングでデータを出力できなくてはならない。今後、2025年度末の期限に合わせた移行集中により、対応可能な事業者自体も不足が予想される。移行計画を前倒すことで移行時期の分散を図ろうとしているが、この状況下で移行困難システムも含めた期限内での移行達成は難しい課題である。

<sup>9</sup> デジタル庁「[移行困難システムの把握に関する調査における調査結果の概要（令和5年10月調査時点）](#)」（2024年3月5日掲載）

### (3) 投資対効果が高いシステムをどのように実現するのか(システム構成の最適化)

基本方針では、地方公共団体情報システムの統一・標準化の意義として、人的・財政的負担の軽減を挙げている。システム移行の投資対効果について、ガバメントクラウド先行事業の中でステップに分けて検証を行っている。現時点では令和3、4年度の検証範囲「オンプレミス（サーバーやソフトウェア等を自社で保有し運用すること）等からガバメントクラウド利用による費用削減」という観点で検証結果が報告されている<sup>10</sup>（図表6）。

図表6 ガバメントクラウド先行事業（投資対効果）における検証範囲



(出所) デジタル庁「[ガバメントクラウド先行事業（基幹業務システム）における投資対効果の検証結果【追加報告】](#)」（2023年12月）p. 19

この検証では、既存の地方公共団体情報システムを、データセンタ（単独）、データセンタ（ハード共用）、自治体クラウド（ハード・アプリ共用）の3つの形式に分類し、既存システムを継続利用した場合とガバメントクラウドへ単純移行した場合で費用を試算している。その結果、データセンタ（単独）形式からの移行はランニングコストが削減される傾向がある一方で、データセンタ（ハード共用）形式や自治体クラウド（ハード・アプリ共用）形式からの移行では逆にランニングコストが増加する傾向があること等、既存システムの形式により費用削減の効果に差があることがわかった。デジタル庁では、この差は今回の検証の前提である、①地方公共団体単独での移行であること、②現行システムのアプリケーションを活かす形でのガバメントクラウドへの移行であることの2点の影響が大きいと分析している。

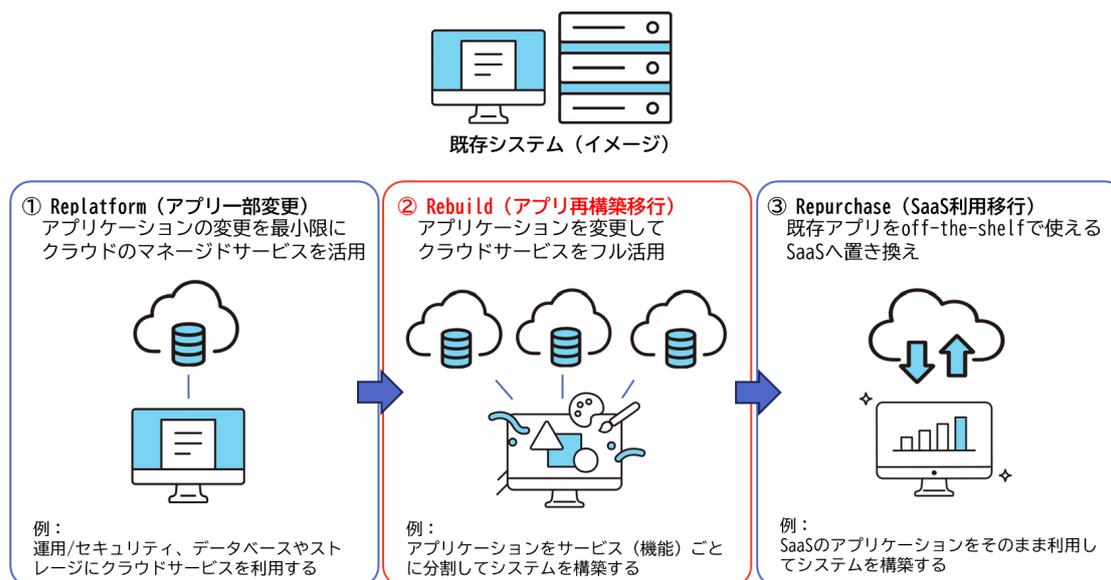
1つ目の地方公共団体単独での移行であるという前提で試算をした場合には、当然ながらシステムを共同利用することによる費用削減効果は考慮されていない。既に複数の地方公共団体では、データセンタ（ハード共用）形式や自治体クラウド（ハード・アプリ共用）形式といった、

<sup>10</sup> デジタル庁「[ガバメントクラウド先行事業（基幹業務システム）における投資対効果の検証結果【追加報告】](#)」（2023年12月）

クラウド利用費用等を按分し費用削減を行っているため、地方公共団体単独での移行という前提では、同等の費用削減効果が得られなかったと考えられる。今後、ガバメントクラウドの利用団体数が増加し、利用期間が長期化することで、大口割引や長期利用契約によるクラウド利用経費の削減が期待される。さらに、ガバメントクラウドを複数の地方公共団体で共同利用する等の工夫により、システム運用費等の削減も実現し、現在と同等以上の費用削減が見込まれるとしている。

2つ目については、現行システムのアプリケーションを活かす形での移行であること、つまりクラウドに最適なシステム構成での試算ではないことが費用増加に繋がったと分析している。デジタル庁では、ガバメントクラウドへの移行パターンとして、①Replatform（アプリ一部変更）、②Rebuild（アプリ再構築移行）、③Repurchase（SaaS利用移行）の3つを挙げている（図表7）。そのうち、①Replatform（アプリ一部変更）が今回の検証の前提にあたり、既存アプリケーションの変更を最小限にとどめたクラウドへの移行を指す。これは、現在の地方公共団体情報システムの構成を活かすため、クラウド技術に対して最適なシステム構成とはなっていない可能性が高い。デジタル庁では、②Rebuild（アプリ再構築移行）をモダンアプリケーション<sup>11</sup>として推奨しており、このクラウドサービスをフル活用できるシステム構成による費用削減効果については、令和5年度以降の検証ポイントにもなっている。システム構成をクラウドに最適化することで、どの程度の費用削減効果があるのか、今後の分析結果に注目するとともに、実際のシステム移行時にどこまで実現できるのかにも注目したい。

図表7 ガバメントクラウドにおける最適なシステム構成



(注) ガバメントクラウドでは、Rebuildをモダンアプリケーションと考え、Replatformは2段階移行の第一段階としての一時的なものとしている。

(出所) デジタル庁 GCAS ガイド「[ガバメントクラウド概要解説 \(全編\)](#)」(2023年9月22日公開) (イラストはソコスト (<https://soco-st.com/>)) より大和総研作成

<sup>11</sup> モダンアプリケーションとは、モダン技術(新しい技術)によって構築されているアプリケーション。ここではモダン技術をクラウドサービスとし、その技術をフルで活用できる構成のアプリケーションを指す。

#### (4) 障害時の影響が大きいシステムの移行をどのように成功させるか（移行方法）

行政サービスを多く提供している地方公共団体のシステムにおいて、移行時の障害によるサービス停止は避けるべき事象である。そのため移行方法の検討は必須であり、ガバメントクラウド先行事業では2つのパターンを想定して検証分析を行っている。1つ目は、現行環境からガバメントクラウドにリフト（ガバメントクラウドに移行すること）した後、標準準拠システムへシフト（標準仕様に準拠したシステムに移行すること）する方法（以下、「リフト→シフト型」）、2つ目は現行現場からガバメントクラウドへリフトすると同時に標準準拠システムへシフトする方法（以下、「リフト・シフト同時型」）である（図表8）。

結果として、リフト→シフト型は2段階での移行となるためスケジュールやコスト面で負担が大きいが、影響度の高いリスクは少なくなる。一方で、リフト・シフト同時型は1度の移行で大きくシステムを変更することになるため影響度の高いリスクは増えるが、スケジュールやコスト面での負担は少なくなる。こうした両者のトレードオフを踏まえた上で、移行期限が2025年度末に迫る中、短いスケジュールでどこまでのリスクを許容するのか、移行方法の選択は大きな課題となる。

図表8 ガバメントクラウドへのシステム移行パターン

**移行パターンA**：現行環境からガバメントクラウドにリフトした後、標準準拠システムへシフトする

**移行パターンB**：現行環境からガバメントクラウドへリフトすると同時に標準準拠システムへシフトする



リフト：ガバメントクラウドに移行すること。

シフト：標準仕様に準拠したシステムに移行すること。

移行時にはReplatform以上の移行パターンに対応してシステムを改修する。

移行パターンは「ガバメントクラウド概要解説」に示されたものとする。

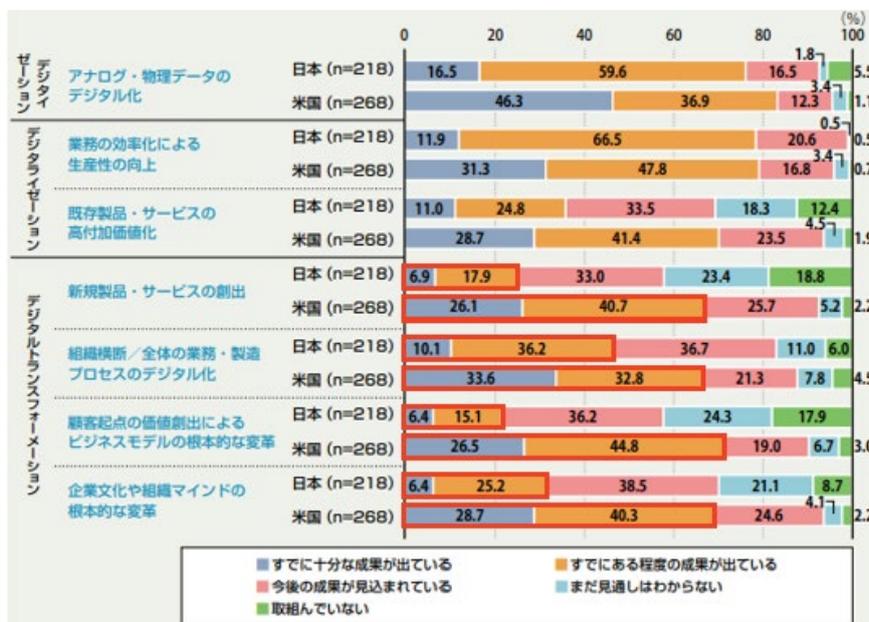
(出所) デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ 地方業務システム基盤チーム「[標準準拠システム移行方法\(比較\)の検証-検証結果](#)」(2023年4月) p.2

## DX を実現するためにシステム刷新で求められること

以上で見てきたような地方公共団体の取り組みを考察すると、「2025 年の崖」を乗り越え DX を推進<sup>12</sup>するためには、個別にレガシーシステムからクラウド等の最新技術へ移行してシステムを刷新するだけでは足りないことが分かる。DX を実現するために重要なのは、組織全体で業務を見直し、デジタルを活用しやすい形でのシステム刷新を行うことだ。そのためには、移行前に取り組むべき業務の標準化をはじめとした課題を克服する必要がある。現在、デジタル庁を中心に、これらの課題に丁寧に取り組んでいるが、2025 年度末までと期限が厳しいことから、移行に関わる事業者の確保やクラウドに最適化したシステム構成等、どこまで期待した効果が得られるのかが今後のポイントになるだろう。

また、「2025 年の崖」の問題は地方公共団体に限らず日本全体の問題である。IT 専門調査会社である IDC Japan によれば、2023 年～2028 年の国内クラウド市場は、『カスタムアプリケーション開発した基幹系システムのクラウドマイグレーション』、『DX/データ駆動型ビジネス』が牽引役となり、年間平均で 16.3%の成長率に達すると予想されている<sup>13</sup>。しかし、地方公共団体情報システムと同様に、ただ単純にクラウドに移行しただけでは、DX 推進が期待できる形、すなわち、デジタルを活用しやすい形でのシステム刷新とはなっていない可能性が高い。実際に日本とアメリカを比較すると、日本では DX まで実現できている企業は少ない（図表 9）。

図表 9 DX の取組内容と成果（赤枠は筆者）



(注) 集計対象は、DX 取組の成果において「成果が出ている」と回答した企業 (出所) 独立行政法人情報処理推進機構 [2023] 『DX 白書 2023』 p. 107

<sup>12</sup> DX とは、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義している。(経済産業省「[デジタルガバナンス・コード 2.0](#)」(2020 年 11 月 9 日策定、2022 年 9 月 13 日改定) p. 1 より)

<sup>13</sup> IDC Japan 株式会社 プレスリリース「[国内クラウド市場予測を発表](#)」(2024 年 6 月 3 日) より

今回の地方公共団体情報システムの移行に関する取り組みは、先述の通り住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることを目的としており、デジタルを活用しやすい形でのシステム刷新を目指している。ここでの取り組みや課題に対するアプローチは、企業がシステム刷新を行う上でも参考になる部分が多い。システム移行後の効果も含めて、今回の地方公共団体情報システムの移行に関する取り組みが、DX 推進における良いモデルとなることを期待したい。

以上